

## 平成29年度 地域商業等支援事業(継続・拡充)

### ■目的

事業者の高齢化、廃業が進む中で地域の商業機能が失われつつある現状を踏まえ、地域商業の維持を図る。

### ■新規事業のポイント

- 空店舗での開業のみならず、市内全域で、「開店計画を有する者」「事業承継計画を有する者」を支援。(小売店等の持続化)
- 「中山間地域」に限らず「買い物不便対策となる案件」について特別枠により手厚く支援。また、特別枠では企業誘致の視点を取り入れ、企業規模を問わず支援。
- 買い物不便対策に効果のある移動販売事業について必要となる経費を支援。

### ■事業内容

事業区分	補助内容	補助率・限度額
小売店等 持続化 支援事業	一般枠 ■補助対象者 小売業・サービス業の開店予定者 (事業承継を含む)	■補助率 2/3以内 (ハード:1/2以内)
	■補助対象経費 開店または事業承継に係る初期投資費用 (改修費、建築費、物品購入費、家賃、広告宣伝費)	■補助限度額 2,000千円(ただし、家賃は月額100千円かつ12か月分を上限)
	買い物不便対策特別枠 ■補助対象者 A 飲食料品等の小売業者(開店、事業承継) B 中小企業の基準を超える飲食料品等の小売業者(開店のみ) C 事業を継続して営んでいる飲食料品等の小売業者	■補助率 2/3以内 (ハード:1/2以内)
	■補助対象経費 対象者A…改修費、建築費、物品購入費、家賃、広告宣伝費 対象者B…改修費、建築費 対象者C…改修費、物品購入費	■補助限度額 10,000千円(ただし、家賃は月額100千円かつ12か月分を上限)
移動販売・宅配支援事業	■補助対象者 食料品等の移動販売・宅配事業を行う計画を有する又は既に行っている小売業者、商店街組織、商工団体等  ■補助対象経費 A 移動販売・宅配に必要な車両及び設備の取得費 B 移動販売・宅配に必要な燃料費、車両維持費(車検代、修繕費):年間経費が200千円を超えることが要件。	【対象経費A】 ■補助率 1/2以内 ■補助限度額 1台あたり2,000千円 【対象経費B】 ■定額補助 1年目100千円/1台 2年目80千円/1台 3年目60千円/1台(3年を上限とする。)
商業環境整備事業	一般枠 ■街路灯、アーケード等、商業集積地における顧客利便性確保等のための共同利用施設整備に係る支援	■補助率 1/2以内 ■補助限度額 10,000千円
	活性化街地 ■中心市街地活性化法における認定基本計画に位置づけられ、国の計画認定及び交付決定を受けている事業を支援	■補助率 国補助対象経費の2/9 ■補助限度額 60,000千円
	地活単(市) ■国の商店街活性化事業で交付決定を受けている事業を支援	■補助率 国補助対象経費の2/9 ■補助限度額 30,000千円